

# 面的集積事例調書

東海農政局

## 1 地区名：岐阜県養老郡養老町（全域）

### （事例の概要）

過去5年以内に移動のない農地（自作農地）について、新たに認定農業者に利用権を設定した場合、農地の出し手、受け手の両者に助成する産地づくり交付金事業と併せて町単独事業を実施することで、地区の担い手及び集落営農組織により現在約4割の農地が集積されており、そのほとんどが1 ha以上の面的集積が行われている。これにより作業能率の向上・生産コスト低減を実現させている。

## 2 地区の農業概要

- ① 農家戸数 2,021 戸（うち専業 127戸、I種兼業 105戸、II種兼業 1,373戸）
- ② 耕地面積 2,707 ha（田 2,530 ha、畑 177 ha）
- ③ 主要作目 水稲 1,403 ha、小麦 166 ha、大豆 198 ha、等
- ④ 担い手農家数 81 戸（うち認定農業者 45 戸）
- ⑤ 集積面積 1,148 ha（所有権 78 ha、利用権 490 ha、作業受託 580 ha）  
うち面的集積面積 525ha（所有権、利用権、作業受託別のデータはない）

## 3 取組の特徴

### ① 経緯

養老町水田農業推進協議会が定める産地づくり計画により、担い手が集積した面積の概ね8割は団地を形成することが産地づくり交付金の担い手加算を受け取る要件となり、担い手に集積した農地の団地化が転作田を中心に進んだ。

また、過去5年以内に移動のない農地（自作農地）について新たに認定農業者に利用権を設定した場合、両者に助成する産地づくり交付金事業と併せて農用地利用集積促進事業（町単独）が養老町水田農業推進協議会より示されたため、認定農業者に対する集積が一気に進んだ。

### ② 成果

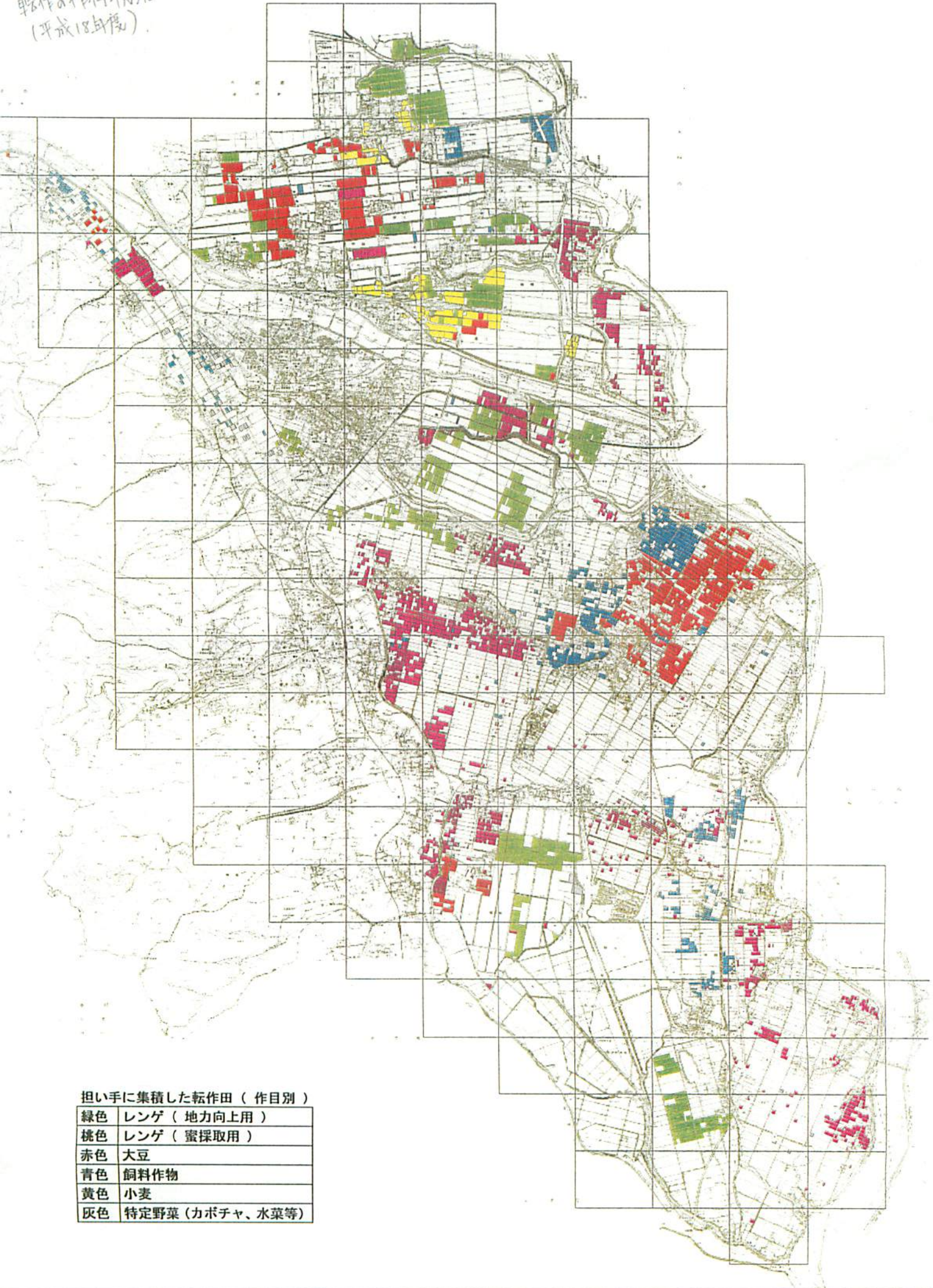
産地づくり交付金（水田農業構造改革推進交付金）の担い手加算の要件を集積面積の概ね8割の団地形成としたことから、担い手が集積した転作田のほとんどが団地を形成するようになった。また、認定農業者に対する利用権設定が進み、本町基本構想に定める担い手の集積率50%に近づいた。

## 4 今後の課題

担い手を位置付けできない地区については、バラ転が多くみられる。

また、水稲作付け農地については、現在、品目横断的経営安定対策に取り組むなかで面的集積を推進しているところである。

転作の作付状況  
(平成18年度)



担い手に集積した転作田（作目別）

緑色	レンゲ（地力向上用）
桃色	レンゲ（蜜採取用）
赤色	大豆
青色	飼料作物
黄色	小麦
灰色	特定野菜（カボチャ、水菜等）